

令和3年

第4回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和3年4月26日 午前9時00分～  
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）  
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について（1番中俣 渉委員、2番西野 徳光委員）
- 日程 3 諸般の報告 ・別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について
- 日程 7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請取消処分について
- 日程 8 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について
- 日程 10 第4号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について
- 日程 11 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について
- 日程 12 第6号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 13 その他

○令和3年5月12日(水)

- ・令和3年度南魚沼地域農業振興協議会総会 10:00～  
【南魚沼地域振興局：第一会議室】 〈会長〉

○令和3年5月25日(火)

- ・第5回農業委員会総会 9:00～  
【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				

		推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
		推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員はなしである。

遅刻委員は 1 名である。

推 4 番 上村 正明

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係長	一之谷 浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	貝瀬 佐知子

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 令和3年第4回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

遅刻の届出が推進委員4番上村正明委員からでていますのでこれを許します。本日の出席は農業委員が19名、推進委員が22名で合計41名の出席ですので総会は成立します。

### 日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

### 日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、1番中俣渉委員、2番西野徳光委員にお願いいたします。

### 日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが何かありますでしょうか。無いようですので、私から一点お願いいたします。

(農地転用許可の権限移譲に係る検討についての経過説明)

ただいまの説明について質問意見等ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

無いようですので、私からの説明は以上です。  
ほかに無いようですので諸般の報告は終了させていただきます。

#### 日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第1号報告朗読)

(1)農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降2件の事実確認書を交付しています。

整理番号1番につきましては転用目的どおりに完了しています。

整理番号2番につきましては財産整理をしていたところ、地目変更がされていなかったための事実確認になります。現地を確認したところ、転用目的どおりに完了しました。

(2)農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について  
5ページをご覧ください。こちらは43件です。

1番、法人化のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきています。

2番と3番が関連案件となっています。耕作者の都合による解約で、JAみなみ魚沼が仲介していた契約です。なお、解約後につきましてはJAから受けていた方の弟さんが新規就農されるということで利用権の設定があがってき

ています。以下の4番と5番、6番と7番、8番と9番、10番と11番、12番と13番、14番と15番も同じ内容での解約となります。

16番、第三者との貸借契約のための解約ということで、後ほど利用権の設定が受け手の方の弟さんが借り受けるということであがってきています。

17番から22番までが法人化のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきています。

23番、借受人の都合による解約です。

24番、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきています。

25番についても第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきています。

26番、中間管理機構仲介の契約に変更するための解約で、後ほど貸付の案件があがってきています。

27番、28番が関連案件となっております、JAみなみ魚沼さんが仲介の案件です。所有者の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきています。

29番、30番が関連案件となっております、耕作者の都合による解約です。後ほど中間管理機構への貸付の案件があがってきています。

31番、32番も関連案件となっております、法人解散のための解約です。後ほど中間管理機構への貸付の案件があがってきています。

33番と34番、35番と36番、37番と38番、39番と40番が関連案件となっております。受け手の方の名前が異なっておりますが、お二人は親子で契約の時期で受ける方の名前が変わっています。離農のための解約で、後ほど中間管理機構への貸付があがってきています。41番、42番についても同様です。

43番、借受人の都合による解約で、通作距離があるため解約するものです。

### (3)使用貸借の解約について

16ページからです。こちらは9件です。

1番、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用

権の設定があがってきています。

2番、第三者と農地を交換するための解約で、後ほど3条申請があがってきています。

3番は転用のための解約で、後ほど5条申請があがってきています。

4番から7番までが中間管理機構への貸付のための解約です。

8番、9番は第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきています。

#### (4) 農地法の適用を受けない事実確認について

21ページをご覧ください。非農地証明ですが、こちらは3件です。

1番、土地は五箇の登記田、現況原野の1筆193㎡です。資料は1-2ページをご覧ください。山際の農地で中越地震と雪崩のため耕作放棄地化したとのことで、平成17年5月頃とのことです。現地は4月5日に井口委員さんからご確認いただいています。

2番、土地は長森新田の登記畑、現況宅地の1筆21㎡です。資料は3-4ページをご覧ください。過去に農地法上の農地から外れた土地で、現地は4月7日に棚村委員さんからご確認いただいています。経緯は不明で、現地は宅地化されておりまして非農地証明を発行しています。

3番、土地は新堀新田の登記畑、現況原野の1筆791㎡です。資料は5-6ページをご覧ください。図面をご覧くださいと分かりますが、周囲の環境が変化し、農地としての利用が困難になったため耕作放棄地化したとのことです。昭和45年10月頃とのことで、現地は4月8日に並木会長からご確認いただいています。

#### (5) 農地法施行規則29条1号の規定による通知について

農業用施設の届出です。こちらは1件です。

土地は新堀新田の畑1筆193㎡です。転用目的は農業用車庫の建築で、4月7日に届出をいただいています。資料は7-9ページをご覧ください。

議 長	<p>第1号報告については以上です。</p> <p>ただいまの報告につきまして質疑を行います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでしたら第1号報告を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p><b>日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について</b></p> <p>日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。</p>
一之谷係長	<p>(第2号報告朗読)</p> <p>25 ページです。今月はあっせん委員の指名が3件です。</p> <p>1番、竹俣新田の田1筆です。あっせん委員といたしまして3月18日に上村良男委員、原澤委員をご指名しています。</p> <p>2番、船ヶ沢新田の田畑6筆4,306㎡です。あっせん委員といたしまして3月22日に駒形委員、小杉委員をご指名しています。</p> <p>3番、茗荷沢の田3筆1,048㎡です。あっせん委員といたしまして4月9日に駒形委員、小杉委員をご指名しています。</p> <p>あっせんの理由といたしましてはいずれも財産処分のためです。第2号報告については以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明につきまして質疑を行います。16番駒形委員。</p>
16番駒形委員	<p>今回のあっせんの指名の中で私の関係する案件がたまたま所有者の方が離農の給付金をもらってしまっていて、分からない委員さんもいらっしゃるかと思いますので事務局から</p>



説明をお願いしたいと思います。3番の案件が該当して  
まして、今回の案件については問題ないとのことですが、  
万が一、10年経っていなかった場合は返還金が生じるだ  
とかそういったことが分かれば教えていただきたいと思  
います。

議 長

事務局、一之谷係長。

一之谷係長

3番の■■■■さんの案件につきましては、貸付当初に30万  
円の経営転換協力金を受給されています。しかし、今回あ  
っせんで売却したいという筆のほかに2筆中間管理機構へ貸  
し付けている筆がありますので経営転換協力金の返還はあ  
りません。経営転換協力金につきましては平成29年度と平  
成31年度に交付単価の変更がありまして、中間管理機構へ  
貸し付けている方全員が今回の方と同じように一部農地が  
残っていれば返還不要というふうになるわけではありませ  
ないので、もし地域の方からの問合せ等ありましたら事務局ま  
でご相談いただくようお願いしたいと思います。以上です。

議 長

駒形委員、よろしいでしょうか。  
ほかに質問等ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第2号報告を終了させていただきます。  
す。

**日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可につ  
いて**

議 長

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可につ  
いてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷  
係長。

一之谷係長

(第3号報告朗読)  
27ページをご覧ください。3月30日付で新潟県知事より

配分計画の公告が行われております。今回は1件の移転です。新たな借受人は■■■■■さんです。

第3号報告については以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第3号報告を終了させていただきます。

**日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請取消処分について**

議 長

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請取消処分についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

29ページです。

2月総会で売買の3条許可を受けた案件で、許可の取消申請がきています。土地は余川の田1筆400㎡です。取消理由は契約見直しのためということで、譲受人が高齢のため当該許可を取消し、今後を考えて世帯の農業経営主である息子名義での3条許可申請をすることとしたためということです。以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議

案 農地法第3条の規定による許可申請取消処分については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案は原案のとおり承認されました。

**日程8 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について**

議長

日程8 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第2号議案朗読)

31 ページからになります。今月は19件の申請があがってきています。

56番、農地の売買です。大崎の田3筆873㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

57番、農地の売買です。柳古新田の畑1筆2,422㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

58番、農地の売買です。新堀の田2筆3,858㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

59番、農地の売買です。長森の畑1筆215㎡です。こちらの土地は譲受人の農地と相分になっている土地です。申請理由は経営規模拡大のためです。

60番、こちらは先ほど許可処分取消を行った案件です。余川の田1筆400㎡です。譲受人につきましては取消を行った方の息子さんです。対価につきましては前回の申請と変わりありません。申請理由は経営規模拡大のためです。

61番、農地の売買です。小栗山の田1筆48㎡です。こちらは譲受人の所有地に隣接しています。対価につきましては将来的に転用を見越した価格となっています。申請理由は経営規模拡大のためです。

32 ページに移りまして、62番と63番が関連案件となっ

ています。譲受人が同じ方です。62番は四十日の田6筆1,405.26㎡です。譲渡人は譲受人のおじとのことです。申請理由は親族から農地を譲り受けるためです。

63番は四十日の田1筆125㎡です。こちらは共有名義で譲渡人は譲受人の父とおじです。申請理由は親族から農地を譲り受けるためです。

64番、農地の贈与です。樺野沢の田1筆29㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

65番と66番が関連案件となっておりまして、農地の交換の申請です。65番、芋赤の畑1筆692㎡です。こちらは譲受人の所有農地と隣接しています。66番、山崎新田の田1筆198㎡です。こちらは譲受人の所有農地と相分になっています。申請理由はいずれも農地を交換して利便性を高めるためです。

67番、賃貸借権の設定です。両者は義理の父と子の関係です。山崎新田の田2筆8,820㎡です。申請理由は新規就農のためで、主にすいかの作付けを行い経営規模の拡大を図りたいとのことです。

68番、69番が関連案件となっておりまして、譲受人が同じ方です。68番は泉甲の田1筆323㎡、69番は泉甲の田1筆132㎡です。期間はいずれも5年間で、申請理由は経営規模拡大のためです。

70番から72番も関連案件となっておりまして、譲受人が同じ方です。70番は宮村下新田の田畑3筆984㎡、71番は岩崎の田1筆647㎡、72番は岩崎の田1筆488㎡です。期間はいずれも1年間で、申請理由は経営規模拡大のためです。

34ページに移りまして、73番、賃貸借権の設定です。仙石と徳田新田の田5筆10,019㎡です。期間は10年間で、申請理由は経営規模拡大のためです。

74番は農業者年金受給のための親子間での使用貸借権の再設定です。以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

#### 日程9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について

議 長

日程9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号議案朗読)

36 ページです。土地は浦佐の畑1筆 77 m<sup>2</sup>を駐車場用地ということで転用するものです。資料は10-12 ページをご覧ください。内容といたしましては、平成20年頃、近所から駐車場として貸してほしいという申し出がありまして駐車場として本人が整備したとのこと。こちらにつきましては始末書もいただいています。土地については第3種農地に該当すると考えておりますので転用許可相当と考えています。以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案は原案のとおり承認されました。

**日程10 第4号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について**

議長

日程10 第4号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

38ページをご覧ください。今月は2件の申請があがっています。

3番、当初計画では余川の231㎡の土地を一般住宅用地として昭和56年7月28日に転用許可を受けましたが、生活の拠点をこちらに移せないまま、住宅が建てられないままになっておったのですが、この度新たな買受人の方が買い受けて一般住宅を建築するものです。資料は13-15ページをご覧ください。こちらの土地については第3種農地ということですので許可相当と考えています。

4番は一時転用で、余川の7筆について令和2年12月8日に許可がでておりまして、八箇峠道路の改良に伴う遺跡発掘調査の仮設備のための許可を受けましたが、調査会社の入札が行われまして遺跡発掘調査会社が事業継承者に変更となりましたので申請があがってきました。こちらは農用区域内に農地がありますが、一時転用ということので許

可相当と考えています。なお、当初申請地と今回の申請で面積が若干変わっていますが、国土交通省の分筆のため変更になっています。以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第4号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案は原案のとおり承認されました。

#### 日程 11 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について

議 長

日程 11 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第5号議案朗読)

40ページをご覧ください。今月の5条申請は8件です。

番号15番、浦佐の土地1筆を駐車場用地ということで転用するものです。資料は19-21ページをご覧ください。転用の内容ですが、事業拡大により建設用の車両や重機が手狭になったために駐車場を設置するもので、賃借権の設定です。こちらは第3種農地ということで許可相当と考えて

います。

番号 16 番、市野江乙の田 800 m<sup>2</sup>を除雪基地用地ということで転用するものです。資料は 22-24 ページをご覧ください。内容につきましては、除雪車を保管するための車庫を新たに建築したいとのことで、賃借権の設定するものです。

番号 17 番、先ほどの事業計画変更承認申請があがっていた案件です。余川の土地 228 m<sup>2</sup>を一般住宅用地に転用するものです。こちらについては第 3 種農地ということで許可相当と考えています。

番号 18 番、小栗山の土地 4 筆 318 m<sup>2</sup>を一般住宅用地に転用するものです。資料は 25-27 ページをご覧ください。内容につきましては、申請人は現在アパート住まいですが手狭になったために一般住宅を建築したいとのことです。契約については所有権移転になります。こちらは集落に接続する第 2 種農地ということで転用許可相当と考えています。

番号 19 番、六日町の土地 1 筆 263 m<sup>2</sup>を一般住宅用地に転用するものです。資料は 28-30 ページをご覧ください。転用の内容については、現在は浦佐の実家住まいをされていますが、こちらに一般住宅を建築したいとのことでの申請です。こちらも第 3 種農地と考えていますので許可相当であると考えています。

番号 20 番、君沢の土地 2 筆 276 m<sup>2</sup>を一般住宅用地に転用するものです。資料は 31-33 ページをご覧ください。こちらの方も現在アパート住まいですが、手狭になったため一般住宅を建築したいとのことです。集落に接続する第 2 種農地と考えていますので転用許可相当と考えています。

番号 21 番、こちら先ほど事業計画変更承認申請があがっていた案件ですので説明を省略させていただきますが、農業振興地域内の農地ですが一時転用でありますので許可相当と考えています。

番号 22 番、八竜新田の土地 5 筆 5,835 m<sup>2</sup>で転用目的は砂利採取です。資料は 34-36 ページをご覧ください。こちらは砂利採取のための一時転用です。農振農用地内の土地ではありますが、一時転用ですので許可相当と考えていま



す。以上 8 件です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終了にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、お諮りをいたします。第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の進達については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 5 号議案については原案のとおり承認されました。

暫時休憩といたします。

(9 時 45 分休憩)

議 長

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

(10 時 25 分再開)

日程 12 第 6 号議案 農用地利用集積計画 (案) について

議 長

日程 12 第 6 号議案 農用地利用集積計画 (案) についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第 6 号議案朗読)

43 ページからになります。今月は中間管理機構への貸付が 60 件、あっせんの売買が 1 件、新規の設定が 66 件、賃貸借の移転が 3 件、再設定が 24 件、合計 154 件となってい

ます。

291 番から 61 ページの 351 番は中間管理機構への貸付となっています。賃貸借の設定が 52 件、使用貸借権が 8 件です。291 番から 351 番については中間管理機構への貸付の案件となっていますが、中間管理機構から実際に耕作する担い手への貸付がその後されます。これが農用地利用配分計画というものなのですが、これは新潟県が公告をすることによって効力が発生することになります。農用地利用配分計画については公告された後に直近の総会で報告事項ということで報告されることになります。この度の中間管理機構への貸付につきましては公告が 6 月末の予定ですので、7 月の総会で配分計画を報告する形になります。なお、50 ページをご覧くださいと整理番号 310 番が欠番になっています。こちらは受付後に所有者から取下げの申出がございましたので、欠番となっています。続いて、53 ページをご覧ください。整理番号 323 番についてですが、こちらの所有者の■■■■さんですが書類受付後の今年 16 日に亡くなられています。相続人の方から相続の届をいただいておりますのでこのままあげさせていただきました。291 番から 351 番につきましては中間管理機構への貸付ですので、説明は割愛させていただきます。

61 ページをご覧ください。352 番の案件からご説明します。こちらは大木六の土地 2 筆を所有権移転するものです。対価は㎡当たり 833 円で、経営規模拡大のための申請です。資料は 37-38 ページをご覧ください。所有権の移転のあっせんについてはこちらの 1 件のみです。

続いて、賃貸借の設定です。

353 番から 355 番につきましては受け手の方が同じ方ですので関連案件としてご説明させていただきます。353 番については茗荷沢と浦佐の土地 12 筆に賃貸借権を設定するものです。対価は 10 a 当たり 60 kg で経営規模拡大のためです。

354 番については浦佐の土地に賃貸借権を設定するものです。対価は 10 a 当たり 20,000 円で経営規模拡大のためです。

355 番については浦佐の土地 2 筆に賃貸借権を設定するものです。対価は全部で 5.5 俵、10 a 当たり 74 kg で経営規模

拡大のためです。

356 番、357 番も受け手の方が同じ方ですので関連案件としてご説明させていただきます。後ほど同じ受け手の方の申請があがっています。

356 番については浦佐の土地 3 筆に賃借権の設定をするもので、対価は 10 a 当たり 15,000 円です。■■■■■

■■■さんにつきましては農地所有適格法人の要件を満たすと判断いたしました。新規の法人ではありますが法人の代表者の方が個人でされていたものを法人が引き継ぐ形となりますので、経営面積は 0 となっていますが申請理由は経営規模の拡大ということであげさせていただきます。

357 番、同じく浦佐の土地 2 筆に賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 13,000 円で、経営規模の拡大のためです。

358 番、浦佐と柳古新田の土地 7 筆について賃借権の設定を行うものです。対価は 10 a 当たり 20,000 円で、経営規模拡大のためです。

359 番から 369 番までにつきましては同じ受け手の方です。

359 番、一村尾の土地 3 筆に賃借権の設定するものです。対価については 10 a 当たり 20,000 円です。こちらの受け手の方の経営面積が 0 となっていますが、新規就農のため新規に独立して農業経営を開始したいとのことでした。

360 番、一村尾の土地 3 筆に賃借権の設定をするものです。対価については 10 a 当たり 60 kg で新規就農のためです。

361 番、一村尾の土地 3 筆に賃借権の設定をするものです。対価については 10 a 当たり 60 kg で新規就農のためです。

362 番、一村尾の土地 3 筆に賃借権の設定をするものです。対価については 10 a 当たり 60 kg で新規就農のためです。

363 番、一村尾の土地 4 筆に賃借権の設定をするものです。対価については 10 a 当たり 20,000 円で新規就農のためです。

364 番、一村尾の土地 2 筆に賃借権の設定をするものです。対価については 10 a 当たり 60 kg で新規就農のためです。

す。

365 番、名木沢の土地 2 筆に賃借権の設定をするものです。対価については 10 a 当たり 60 kg で新規就農のためです。

366 番、名木沢の土地 1 筆に賃借権の設定をするものです。対価については 10 a 当たり 60 kg で新規就農のためです。

367 番、九日町の土地 8 筆に賃借権の設定をするものです。対価については 10 a 当たり 90 kg で新規就農のためです。

368 番、九日町の土地 4 筆に賃借権の設定をするものです。対価については 10 a 当たり 26,000 円で新規就農のためです。

369 番、城山新田の土地 6 筆に賃借権の設定をするものです。10 a 当たり 60 kg で新規就農のためです。

370 番と 371 番は受け手の方が同じ方です。

370 番、九日町の土地 1 筆に賃借権の設定をするものです。対価については 10 a 当たり 90 kg で経営規模拡大のためです。

66 ページに移りまして、371 番、先ほどと受け手の方は同様です。九日町と今町の土地 4 筆に賃借権の設定をするものです。対価については 10 a 当たり 90 kg で経営規模拡大のための申請です。

372 番、九日町と城山新田の土地 4 筆に賃借権の設定をするものです。対価は全部で 4 俵、10 a 当たり 90 kg となります。経営規模拡大のための申請です。

373 番、大崎の土地 2 筆に賃借権の設定をするものです。対価は 10 a 当たり 60 kg で申請理由は経営規模拡大のためです。

374 番、穴地新田の土地 5 筆に賃借権の設定をするものです。対価は 10 a 当たり 30,000 円で経営規模拡大のためです。

67 ページに移りまして、375 番から 68 ページの 382 番までが同じ受け手の方の案件です。こちらは 356 番、357 番案件であがってきた方の続きです。

375 番、大桑原と山崎新田の土地 8 筆について賃借権を設

定するものです。対価については10a当たり18,000円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

376番、芋赤と大桑原の土地12筆について賃借権を設定するものです。対価については総額226,350円で、10a当たり21,400円です。前件同様申請理由は経営規模拡大のためです。

377番、大桑原の土地1筆に賃借権を設定するものです。対価については10a当たり32,000円です。前件同様申請理由は経営規模拡大のためです。

378番、大桑原の土地1筆について賃借権を設定するものです。対価については10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

379番、山崎新田の土地1筆について賃借権を設定するものです。対価は10a当たり40,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

380番、山崎新田の土地1筆について賃借権の設定をするものです。対価は10a当たり25,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

381番、茗荷沢の土地1筆について賃借権の設定をするものです。対価は10a当たり25,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

382番、茗荷沢の土地1筆について賃借権の設定をするものです。対価は10a当たり40,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

383番、君帰と欠之上の土地3筆について賃借権の設定をするものです。対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

384番、美佐島の土地1筆について賃借権の設定をするものです。対価は10a当たり20,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

385番、余川の土地4筆について賃借権の設定をするものです。対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

386番と387番が同じ受け手の方で関連案件となっています。

386番、畔地の土地5筆について賃借権の設定をするもの

です。対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

387番、小川の土地2筆について賃借権の設定をするものです。対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

388番、岩崎と津久野上新田の土地3筆について賃借権の設定をするものです。対価は10a当たり60kgで、経営規模拡大のための申請です。

70ページに移りまして、389番です。津久野と二日町の土地2筆について賃借権の設定をするものです。対価は10a当たり90kgです。経営規模拡大のための申請です。

390番、二日町の土地1筆について賃借権の設定をするものです。対価は10a当たり60kgで、経営規模拡大のための申請です。

391番、下出浦の土地4筆について賃借権を設定するものです。対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

392番、田崎の土地2筆について賃借権を設定するものです。対価は全部で90kg、10a当たり52kgです。経営規模拡大のための申請です。

393番、新堀新田の土地1筆について賃借権を設定するものです。対価は10a当たり90kg、経営規模拡大のための申請です。

394番、野田と四十日の土地2筆について賃借権を設定するものです。対価は10a当たり90kgで、経営規模拡大のための申請です。

71ページに移りまして、395番、宇津野新田の土地4筆について賃借権を設定するものです。対価は10a当たり13,500円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

396番、竹俣の土地3筆につきまして賃借権を設定するものです。対価については全部で4俵、10a当たり68kgとなります。申請理由は経営規模拡大のためです。

397番、吉里の土地1筆に賃借権の設定をするものです。対価については10a当たり22,800円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

398番、目来田と中の土地6筆について賃借権を設定する

ものです。対価は10a当たり90kgで、経営規模拡大のための申請です。

399番、天野沢の土地1筆について賃借権を設定するものです。対価は10a当たり90kgで、経営規模拡大のための申請です。

72ページに移りまして、400番です。泉盛寺と天野沢の土地8筆について賃借権を設定するものです。対価は総額100,000円、10a当たりになると17,600円ということになります。申請理由は経営規模拡大のためです。

401番、樺野沢の土地3筆について賃借権を設定するものです。対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

402番、大里の土地1筆について賃借権の設定をするものです。対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

403番、小杉新田の土地2筆について賃借権の設定をするものです。対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

404番と405番、受け手が同じ方ですので関連案件です。

404番、舞子の土地1筆について賃借権の設定をするものです。対価は10a当たり21,000円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

405番、舞子の土地2筆について賃借権の設定をするものです。対価は10a当たり72kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

406番と407番も受け手が同じ方ですので関連案件です。

406番、舞子の土地2筆について賃借権の設定をするものです。対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

407番、舞子と五郎丸の土地12筆について賃借権の設定をするものです。対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

408番と74ページの409番が同じ受け手の方の案件です。

408番、南田中の土地2筆について賃借権を設定するものです。対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

大のためです。

409 番、上一日市の土地 3 筆について賃借権を設定するものです。対価については 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。なお、こちらの所有者の■■■さんにつきましてはこの申請を出された後に亡くなられまして、相続人のお子さんが 3 人いらっしゃいます。そのうちお一人は死亡しており、もうお一人は他県で連絡がなかなかつかないということでこのままかけていただきたいとのことでした。

410 番、君沢の土地 3 筆について賃借権を設定するものです。対価につきましては 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

411 番、関の土地 6 筆について賃借権を設定するものです。対価につきましては 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

75 ページに移りまして、412 番です。雲洞、三郎丸、早川、枝吉の土地 16 筆について賃借権を設定するものです。対価は 10 a 当たり 19,200 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

413 番、三郎丸の土地 7 筆について賃借権の設定をするものです。対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

76 ページに移りまして、414 番と 415 番については同じ受け手の方の申請ですので関連案件となります。

414 番、早川の土地 2 筆について賃借権の設定をするものです。対価につきましては 10 a 当たり 70 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

415 番、早川と長崎の土地 7 筆について賃借権の設定をするものです。対価につきましては 10 a 当たり 70 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

416 番、長崎の土地 6 筆について賃借権を設定するものです。対価につきましては 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

417 番、長崎の土地 1 筆について賃借権を設定するものです。対価につきましては 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。



418 番、柳古新田の土地 1 筆について使用貸借権を設定するものです。こちらは使用貸借権ですので賃借料は発生しません。申請理由は経営規模拡大のためです。

419 番から 421 番については申請人が同一の方ですので、関連案件となります。

419 番については五箇の土地 9 筆について賃借権の移転ということになります。こちらは耕作者が経営移譲のため賃借権を移転するという内容です。対価は全部で 4 俵、10 a 当たりにしますと 12 kg となります。

420 番、こちらも前件同様賃借権の移転です。雷土新田の土地 1 筆について賃借権を移転するもので、対価は 10 a 当たり 90 kg です。

421 番についても前件同様に賃借権の移転です。雷土新田の土地 3 筆について賃借権を移転するもので、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

78 ページの 422 番以下につきましては再設定ですので説明を省略させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 18 番関匡和委員の除斥を求めます。

(18 番関委員退席)

62 ページ 353 番から 355 案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

353 番から 355 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、353 番から 355 番案件については原案のとおり承認されました。関委員の除斥を解きます。

(18 番関委員着席)

続いて推進委員 17 番山本晴夫委員の除斥を求めます。

(推 17 番山本委員退席)

69 ページ 388 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

388 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、388 番案件については原案のとおり承認されました。山本委員の除斥を解きます。

(推 17 番山本委員着席)

続いて推進委員 16 番高村英男委員の除斥を求めます。

(推 16 番高村委員退席)

73 ページ 406 番、407 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

406 番、407 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、406 番、407 番案件については原案のとおり承認されました。高村委員の除斥を解きます。

(推 16 番高村委員着席)

それでは

62 ページ 353 番から 355 番、

69 ページ 388 番、

73 ページ 406 番、407 番案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。353 番から 355 番、388 番、406 番、407 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め第 6 号議案は全案件原案のとおり承認されました。ありがとうございました。

### 日程 13 その他

議長 日程 13 その他についてですが、なにかございますでしょうか。農業委員 10 番棚村委員。

10 番棚村委員 認定農業者部会から報告です。今年度の認定農業者との意見交換会を 6 月 25 日午後 2 時よりふれ愛支援センターに行いますので、関係委員の皆さんは出席いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの棚村委員の報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、棚村委員ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。農業委員 5 番片桐委員。

5 番片桐委員 食育部会から 2 点報告です。  
1 後山小学校の食育出前授業の中止について  
2 6 月実施の食育出前授業のご案内  
以上です。担当地区の委員の皆様、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの片桐委員の報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、片桐委員ありがとうございました。ほかに皆様方からございますでしょうか。無いようですので、本日の議案は全て終了しましたので総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦労さまでした。

(11 時 00 分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 3年 6月25日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

---

会 議 録 署 名 委 員

中 俣 渉

---

会 議 録 署 名 委 員

西 野 徳 光

---